

## 第42回旧軍港市国有財産処理審議会

### 議事録

< 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による審議を行ったところ、内容は以下のとおり。>

開催期間	令和3年1月20日(水)～2月10日(水)
答申	令和3年2月10日(水)

#### 1. 審議会委員

(敬称略)

氏名	職名
佐々木 広美 岡部 伸康 長谷川 秀行 松行 美帆子	サンタ社会保険労務士法人 代表社員 (株) 神奈川新聞社 取締役統合編集局長 (株) 産経新聞社 論説副委員長 横浜国立大学大学院 教授
黒岩 祐治 湯崎 英彦 中村 法道 西脇 隆俊 上地 克明 新原 芳明 朝長 則男 多々見 良三	神奈川県知事 広島県知事 長崎県知事 京都府知事 横須賀市長 呉市長 佐世保市長 舞鶴市長
木村 隆 塩手 能景 堤 洋介	財務省理財局国有財産業務課長 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課長(併) 沖縄振興室長 国土交通省都市局都市計画課長

## 2. 諮問事項審議

### (1) 事務局による諮問事項等の説明

#### ● 第1 諮問

神奈川県横須賀市鴨居4丁目に所在する土地を神奈川県に対し、都市公園敷地として無償貸付けすること及び防衛省に対し、礼砲台敷地等として所管換することについて

#### (別添資料 P3)

本件は、神奈川県横須賀市鴨居4丁目に所在する土地約64,148平方メートルのうち約62,258平方メートルを、神奈川県に対し、都市公園敷地として無償貸付けすること及び約1,890平方メートルを、防衛省に対し、礼砲台、通信施設及び慰霊碑敷地として所管換することについて諮問するものでございます。

対象財産は、昭和20年11月30日に旧陸軍省より引き受けた観音崎砲台跡の一部で、現在、防衛省に対して使用承認を行っております。

#### (別添資料 P4)

旧軍港市転換法第4条第2項において、国は旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するように有効適切に処理しなければならないとされております。

本件は、横須賀市内に所在する旧軍用財産を県立公園の拡張整備に活用しようとするものであり、横須賀市が「旧軍港市転換計画」として位置づけている「横須賀市基本計画」における政策目標のうち2番目、「海と緑を生かした活気あふれるまち」のひとつ、「自然豊かな公園・緑地の整備」に合致するものであることから、軍転計画との整合性が認められます。

また、本件につきましては、横須賀市より、軍転計画に照らし適当である旨の副申書の提出を受けております。

#### (別添資料 P5)

観音崎公園は、横須賀市の南東部に位置し、東京湾に面しております。

#### (別添資料 P6)

対象財産は、京浜急行本線「浦賀」駅の北東方約2.6キロメートルに位置し、周辺は、本地の西側に隣接して都市公園「県立観音崎公園」、東側は東京湾に面する地域となっております。

都市計画上は、市街化調整区域・都市公園（観音崎公園）に指定されております。

(別添資料 P8)

本地は、東西約450メートル、南北約500メートルの不整形な土地で、大部分が平坦地又は緩やかな傾斜地となっております。

隣接する「県立観音崎公園」は、昭和48年10月1日から神奈川県に対し、都市公園敷地として無償貸付けしているものです。

神奈川県は、現況図の赤の斜線の箇所について、隣接する「県立観音崎公園」の拡張用地として利用することを計画しており、一体で整備・管理を行う予定としています。

また、防衛省は、現在、現況図の黄色の箇所について、海上自衛隊が外国艦船への答礼に使用する礼砲台、海上自衛隊艦船にかかる通信施設及び潜水艦などのおの海難事故にかかる慰霊碑の敷地として使用しており、引き続き、同用途として使用する予定としております。

(別添資料 P10)

神奈川県は、「県立観音崎公園」について、平成24年10月に策定された「県立観音崎公園再生計画(案)」に基づき、6つのゾーンに分けて整備を行っており、本地については、「里海体感ゾーン」と「近代史体感ゾーン」の一部として整備が予定されております。

「里海体感ゾーン」は、里海・里山文化の再生と、自然体験学習の拠点となるゾーンであり、「近代史体感ゾーン」は、歴史的資源を紹介するゾーンとなっております。

(別添資料 P11)

本地については、「里海体感ゾーン」に隣接する自然博物館の各種体験プログラムを展開できる自然体験学習の拠点フィールドを整備するとともに、眺望を生かした休憩施設の整備を予定しています。

また「近代史体感ゾーン」には、現存する「馬蹄形砲台」の基礎跡を活用した眺望施設の整備を予定しております。

(別添資料 P12)

県立観音崎公園は、昭和20年11月に旧陸軍省より引き受けた観音崎砲台跡で、昭和31年9月に本地を含む全域が公園区域として都市計画決定されております。

昭和48年9月の軍転審において、無償貸付けを可とする答申をいただき、同年10月に無償貸付けを行い、昭和50年4月に開園しております。

その後、都市計画公園区域内に所在し、行政財産として管理されていた財産や民間企業等への貸付けを行っていた財産について、返還を受けたものから、順次、軍転審等に付議のうえ、公園の拡張用地として追加で無償貸付けを行ってまいりました。

本地につきましては、防衛省に対し、海上自衛隊横須賀警備隊の船舶航行見張所及び警備訓練施設敷地として、使用承認を継続してきましたが、令和3年3月末に同施設が廃止されることから、防衛省より返還を受け、神奈川県に対し、公園拡張用地として最終となる追加

の無償貸付けを行うものです。

また、防衛省において、引き続き礼砲台等敷地として使用する部分については、防衛省に対し、所管換を行います。

(別添資料 P13)

神奈川県は、平成24年10月に「県立観音崎公園再生計画(案)」を策定し、「東京湾に奇跡的に残った貴重な自然を保全し、古代から続く海の守りの歴史を活かし、ふれあい遊び学べる「エコミュージアム」として再生する」ことを基本目標としております。

観音崎公園に隣接する本地は、東京湾の内湾と外湾双方に臨み、海辺の自然の変化に触れることができる場所となっており、また、砲台跡や礼砲など、優れた歴史的資源が残されていることから、それらの資源を活用することにより、公園の機能を拡充、強化し、学び、観光振興に役立てる必要があるとしています。

また、この「公園再生計画(案)」の実現に向けて、都市計画公園区域内にある「海上自衛隊管理地」については、東京湾を望む眺望を活用しながら、自然学習や展望・休憩施設の機能充実を図り公園の再生を進めるため、公園区域への編入などについて調整を行うこととしており、本地について、防衛省からの返還に伴い、無償貸付けを受ける必要があるとしています。

(別添資料 P14)

本審議会でご答申をいただければ、神奈川県に対する無償貸付けにつきましては、本地に防衛省の建物が残っておりますことから、令和5年3月末まで、防衛省に対する使用承認を継続し、その間に防衛省において建物の解体を行ったうえで、令和5年4月に無償貸付けを行い、令和8年4月に公園として供用開始予定となっております。

また、防衛省に対する所管換につきましては、関係先との協議を進め、令和3年4月に所管換を行う予定です。

## ●第2 諮問

長崎県佐世保市崎辺町に所在する土地及び建物等を防衛省に対し、海上自衛隊艦艇船の艦艇係留施設及び補給物品保管倉庫等敷地として所管換することについて

(別添資料 P16)

本件は、長崎県佐世保市崎辺町に所在する土地及び建物等を防衛省に対し、海上自衛隊艦艇船の艦艇係留施設及び補給物品保管倉庫等敷地として所管換することについて諮問するものでございます。

対象財産の所在地は、長崎県佐世保市崎辺町11番1です。

土地は129,397.85平方メートル、建物が延べ2,719.12平方メートル、その他に立木竹と工作物があります。

相手方は防衛省であり、利用計画は海上自衛隊艦艇船の艦艇係留施設及び補給物品保管倉庫等敷地です。

処理区分は所管換です。

(別添資料 P17)

旧軍港市転換法第4条第2項において、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するように有効適切に処理しなければならないとされていることから、本件所管換が佐世保市の軍転計画に合致している必要があります。

なお、佐世保市においては、第7次「佐世保市総合計画」が「旧軍港市転換法に基づく旧軍港市転換計画」として位置付けされています。

防衛省は、対象財産を海上自衛隊艦艇船の艦艇係留施設及び補給物品保管倉庫等敷地として利用することとしており、これは佐世保市の総合計画に掲げる「基地との共存共生の推進」に合致するものです。

なお、本事案の処理については、旧軍港市転換計画に照らして適当である旨の副申書を佐世保市から提出いただいています。

また、佐世保市は、平成21年度から一貫して、崎辺東地区を海上自衛隊が利活用することについて国に対し要望しており、防衛省の利用計画は佐世保市の要望に沿ったものとなっています。

(別添資料 P18、19)

対象財産は、JR佐世保駅の南方約4.4キロメートルに所在しており、周辺には、陸上自衛隊及び海上自衛隊の施設が所在しています。

(別添資料 P20)

対象財産の所管換を受けた後、九州防衛局は青線で囲んだ部分の海域を埋め立て、海上自衛隊の艦艇係留施設を整備することとしています。

また、艦艇に搭載する弾薬の整備場や補給倉庫、その他隊員が事務等を行うための庁舎等を整備することとしています。

(別添資料 P22)

対象財産は、旧海軍省が第21海軍航空廠崎辺地区として使用していた旧軍用財産で、昭和20年に旧海軍省から引き受けた後、昭和49年12月まで在日米軍に提供していました。

一度返還を受けた後、昭和60年7月から在日米軍に再提供していましたが、令和3年1月に返還されました。

(別添資料 P23)

所管換の必要性は大きく分けて2つあります。

1つ目は、艦艇係留施設の不足等の解消です。

海上自衛隊の艦艇係留施設は、右図の青丸で示しているとおおり、立神地区及び倉島地区に6バース配置されており、これらは佐世保地区所属艦艇が全て使用しています。

海上自衛隊は、佐世保地区において後方支援基盤を強化することとしており、他地区所属艦艇の寄港に対応する必要があるが、現状では係留施設が不足する状況となっています。

また、岸壁の長さ及び水深の不足により、近年配備された大型艦艇は係留できない状況となっています。

このような状況を解消するため、新たな艦艇係留施設を5バース配置するものです。

(別添資料 P24)

2つ目は、後方活動拠点としての支援態勢向上です。

佐世保地区は南西地域唯一の主要後方補給基地であり、当該地域の情勢の緊迫化により増加する補給に対応するため、補給物品保管倉庫等を整備する必要があります。

また、佐世保地区所属艦艇を含む海上自衛隊艦艇に搭載する弾薬を適切に整備するため、新たに弾薬整備場を整備することにより、艦艇への弾薬の搭載を効率的に実施することが可能となり、即応性が向上することとなります。

このように支援態勢向上のためには、補給物品保管倉庫等や弾薬整備場を整備する必要があります。

以上、対象財産を所管換することは、艦艇係留施設の不足等の解消や後方活動拠点としての支援態勢向上に資するものであり、必要性が認められます。

(別添資料 P25)

周辺図でも説明したとおり、対象財産の周辺には、陸上自衛隊及び海上自衛隊の施設があり、これらの施設との連携強化が期待できます。特に、対象財産西側に所在する陸上自衛隊崎辺分屯地に駐屯する水陸機動団は、島嶼部への攻撃等に対応する部隊であり、有事には海上自衛隊の艦船による輸送が想定されます。

また、対象財産の東側及び南側は佐世保湾に面しており、艦艇係留施設を整備する場所として適しています。

なお、対象財産が所在する地域は、工業専用地域に指定されていますが、今回整備予定の自衛隊施設は用途制限に抵触しません。

以上のことから、対象財産は海上自衛隊施設を整備する場所として適当と認められ、立地条件に問題はありませぬ。

(別添資料 P26)

表に示していますように、土地の所要面積は、庁舎・管理棟エリアが約18,600平方メートル、弾薬整備場エリアが約58,400平方メートル、補給物品保管倉庫等エリアが約42,700平方メートル、係留施設エリアが約14,500平方メートル、その他構内道路等が約40,800平方メートル、合計約175,000平方メートルとなります。

このように、所管換面積は、各施設等の土地所要面積の積み上げにより算定されており、妥当と認められます。

(別添資料 P27)

本審議会でご答申をいただきましたら、福岡財務支局において、今年度末までに、対象財産を防衛省へ所管換します。

所管換後は、九州防衛局において、令和3年度以降に各施設を順次整備することとしており、弾薬整備場等は令和6年度まで、艦艇係留施設、庁舎及び補給物品保管倉庫等は令和11年度までに完成を目指すこととしています。

## ●報告事項

地方幹事会に付議し、処理した事案について

(別添資料 P28)

報告事項についてご説明させていただきます。

地方幹事会に付議し、処理した事案が2件ございますので、ご説明させていただきます。

(別添資料 P29)

最初に、法人に対して一時使用させることについて、付議した事案でございます。

本件は、令和2年10月21日～26日に持ち回りにより開催した第33回関東地方幹事会において了承いただいたものでございます。

本財産は、横須賀市田浦港町に所在する836平方メートルの土地でございます。現在、処分に向けて所要の調査等を行っているところであり、暫定的な活用を行っても支障がないことから、一般競争入札により決定した法人と、令和2年12月25日付けで貸付契約を締結し、令和3年1月4日～令和5年4月30日までの期間、工事現場事務所及び駐車場敷地として貸付けしているものでございます。

(別添資料 P30)

次に、法人に対して時価売払いすることについて、付議した事案でございます。

本件は、令和2年9月30日に開催した第10回九州地方幹事会において了承いただいた

ものでございます。

本財産は、佐世保市島地町に所在する2,108.45平方メートルの土地及び延べ808.37平方メートルの建物でございますが、法人に対して時価貸付しておりましたが、貸付相手方から売払申請を受け、令和2年11月6日に時価売払いしたものでございます。

(2)各委員からの意見・質問及び回答

●第1 諮問

意見・質問	回答
<p>○黒岩神奈川県知事</p> <p>・本区域は、現時点で既に県立観音崎公園として都市計画決定されている区域であり、隣接する既存公園区域と一体性のある公園整備を行っていく予定でございます。</p> <p>本区域内の警備所区域の海辺と高所に園地と園路を適切に整備することで、機能面や活動面において、これまでの観音崎公園が有している魅力をさらに増大させ、公園利用の活性化に資することが期待されております。また、公園施設を整備・充実することで来訪者を呼び込み、地域の飲食サービス等への需要増加も期待できます。</p> <p>併せて、令和7年度に予定している横浜環状南線の開通により、三浦半島へのアクセスが向上するため、半島全体における観光需要の創出及び増加が期待され、本諮問を適当とお認め頂ければ、これに資するものと考えております。</p> <p>○長谷川会長</p> <p>・県立観音崎公園の拡張用地として本地を活用することは横須賀市の軍転計画に照らして妥当であり、防衛省が礼砲台等として使用することも適切だと考えます。</p> <p>近代史体感ゾーンに整備予定の眺望施設は通信施設や礼砲台に隣接していますが、アンテナ等で眺望が遮られることはないのでしょうか。せっかくの眺望施設なので、訪れた人たちが東京湾を見渡す風景を存分</p>	<p>・近代史体感ゾーンに隣接する通信施設は、2階建ての建物とその建物に設置された比較的小規模なアンテナのみであり（別添資料 P32）、通信施設と礼砲台周辺にも十分なスペースがあることから（別添資料 P33）、東京湾への眺望は確保されるものと考えております（別添資料 P34）。</p> <p>また、本地に残っている建物は、海上自</p>

に楽しめるようにしてもらいたいです。

本地に残っている防衛省の建物は解体するとのことですが、具体的には、どこに、どのような建物が、どんな状態で残っているのでしょうか。再利用などはできないのでしょうか。

○上地横須賀市長

・これまで県立観音崎公園用地については、軍転審(幹事会を含む)での諮問を経て拡張されてきていますが、現況図においてその用地の多くは無償貸付けとなっています。

このことは、昭和59年12月24日に審議会事務局が、譲与との諮問であっても対象財産の準備期間が複数年にわたる場合は、施設が整備されるまでの間は無償貸付けするとの統一見解を示したことから、現在においても無償貸付けの状態が継続しているうえ、今回諮問の当該地についても同様の扱いになるものと理解しています。

そのうえで、以下について質問させていただきます。

①当該地の処理により、観音崎公園として必要な用地の取得等の処理は完了するのでしょうか。未完の場合、残る用地はどこになるのでしょうか。

②用地の取得等の処理が完了であった場合、令和7年度までの当該地の整備をもって公園全体が供用可能状態になるものと推測されますが、この段階において従前からの無償貸付部分も含め、譲与にはならないのでしょうか。

③②に関し、譲与への処理を妨げる原因がある場合、その現状と解消への見通しを教えてください。

衛隊横須賀警備隊が庁隊舎及びその関連施設等として使用しているもの(5棟)であり(別添資料P35)、神奈川県に確認したところ、公園施設等として利用する予定はないとのことでしたので、解体撤去を予定しているものです。

①当該地の処理により、観音崎公園として必要な用地の取得等(無償貸付を含む)の処理は完了するものと考えております。

②ご指摘のとおり、観音崎公園については、令和8年4月の当該地の供用開始をもって、公園全体の整備が完了するものと考えられます。

しかしながら、観音崎公園については、当該地も含め、現在も境界の未確定、公図の未整備の解消等が実現されていないことから、旧軍港市転換法第4条第2項を適用して無償貸付を継続しているところであり、上記の公園全体の整備完了後も、これらの問題が解消しない限り、旧軍港市転換法第5条に基づく譲与は困難と考えております。

③今後、神奈川県による当該地の整備と並行して、境界確定等の手続を進めていく必要があります。

## ●第2 諮問

○朝長佐世保市長

・第2 諮問につきまして、地元市長という立場から意見を申し上げます。

本市佐世保港は、港区内の約8割が米軍への提供水域（制限水域）に設定されるなど国内でも他に類を見ない大きな制約を受ける中で、港湾施設も不足していることから、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等それぞれが効果的・効率的に活動できるよう、本市は「佐世保港のすみ分け」の推進を図っているところでございます。

この観点から、先に提出いたしました副申書でもお示ししたとおり、平成21年7月に防衛大臣あて「崎辺地区の利活用について」要望を行って以降、本市は一貫して国等に対し自衛隊による崎辺地区の利活用について求めてきたところであり、今般の所管換は、佐世保港のすみ分けの実現に向けてまた一つ進捗するものと考えております。財務省及び防衛省ご当局をはじめ関係者の皆様に感謝申し上げます。

旧軍港市転換計画としても位置付ける本市総合計画におきましても、「基地との共存共生の推進」を行政経営の方向性の一つとしており、本市として、国防上必要となる自衛隊施設の整備・充実に向けて今後ともできる限りの協力・支援を図ってまいり所存でありますとともに、国におかれては、今後の当該地区における海上自衛隊施設整備にあたり、周辺地域に配慮し円滑、かつ着実に事業を推し進められることを期待いたします。

○長谷川会長

・南西地域の情勢緊迫化に備えるため、艦艇係留施設の不足解消や後方活動拠点としての支援態勢向上を図る目的は妥当であり、艦艇係留施設や補給物品保管倉庫として整備する必要性は十分にあると考えます。

佐世保市も自衛隊による崎辺地区の利活用を求めてきたということですが、総合計画に掲げる「基地と

・佐世保市総合計画（軍転計画）にも掲げる「基地との共存共生」は、佐世保市の行政運営における基本方針の一つです。

佐世保港内には、民間施設、米軍施設、自衛隊施設が混在（点在）しており、そのため、それぞれの機能が十分に発揮できな

の共存共生の推進」という観点で、佐世保市にとってどのようなメリットがあるのかについてももう少し説明していただきたいです。

所管換の後、係留施設を整備するため埋め立てを行うということですが、環境等への影響があるのかどうか伺います。

い状況にあるといえます。こうしたことから、佐世保市は「佐世保港のすみ分け」を推進しているところであり、これは民間施設（企業）のみならず、米軍、自衛隊の機能の維持向上も含まれ、いわば「三方よし」の状態を目指しています。

佐世保市の近代における立市の成り立ちに鑑みると、佐世保市の発展と、我が国の安寧秩序を維持する防衛施設の存在は並立し得るものと、佐世保市として認識しており、防衛施設の機能、拡充は佐世保市の経済活動にも大きく貢献するものと捉えられております。

ご質問の係留施設の整備については、令和2年7月に開催された「第34回佐世保港地方港湾審議会」において佐世保港湾計画の軽易な変更について審議され、適当である旨答申いただいているところです。

具体的な審議内容は、崎辺地区における海上自衛隊の要請に基づく専用埠頭計画、水域施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更するものです。

当該審議の中で環境への影響と評価について検討しており、大気質、潮流、水質、騒音・振動及び生態系の5項目の影響について評価し、いずれの項目も本計画が与える影響は軽微であると考えられるとの総合評価となっているところです。

防衛省からは、今後とも環境保全について配慮するとともに計画の実施にあたっては、工法・工期等についても検討し十分な監視体制のもと、環境に対する影響を出来るだけ少なくするよう慎重に行って参りたいと聞いております。

### 3. 審議結果

以下のとおり、2 諮問とも委員の過半数から適当との回答が得られたため、諮問のとおり決定された。

	適	否
第 1 諮問	1 5	0
第 2 諮問	1 5	0

( 以 上 )

**第42回**  
**旧軍港市国有財産処理審議会**

# 第1 諮問

## 諮問事項

神奈川県横須賀市鴨居4丁目に所在する  
土地を神奈川県に対し、都市公園敷地として  
無償貸付けすること  
及び防衛省に対し、礼砲台敷地等として  
所管換することについて

所在地 (口座名)	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分
神奈川県横須賀市 鴨居4丁目1127外 (観音崎公園(県)ほか)	土地	62,258m <sup>2</sup>	神奈川県	都市公園敷地	無償貸付
		1,890m <sup>2</sup>	防衛省	礼砲台、 通信施設及び 慰霊碑敷地	所管換
合 計		64,148m <sup>2</sup>			

# 軍転計画との関係について

<旧軍港市転換法第4条第2項>

国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するように有効適切に処理しなければならない。

横須賀市基本計画(平成23年～平成33年)  
(「旧軍港市転換計画」の位置づけ)

## 【政策目標】

- I いきいきとした交流が広がるまち
- II 海と緑を生かした活気あふれるまち  
◆ 自然豊かな公園・緑地の整備
- III 個性豊かな人と文化が育つまち
- IV 健康でやさしい心のふれあうまち
- V 安全で快適に暮らせるまち

合致

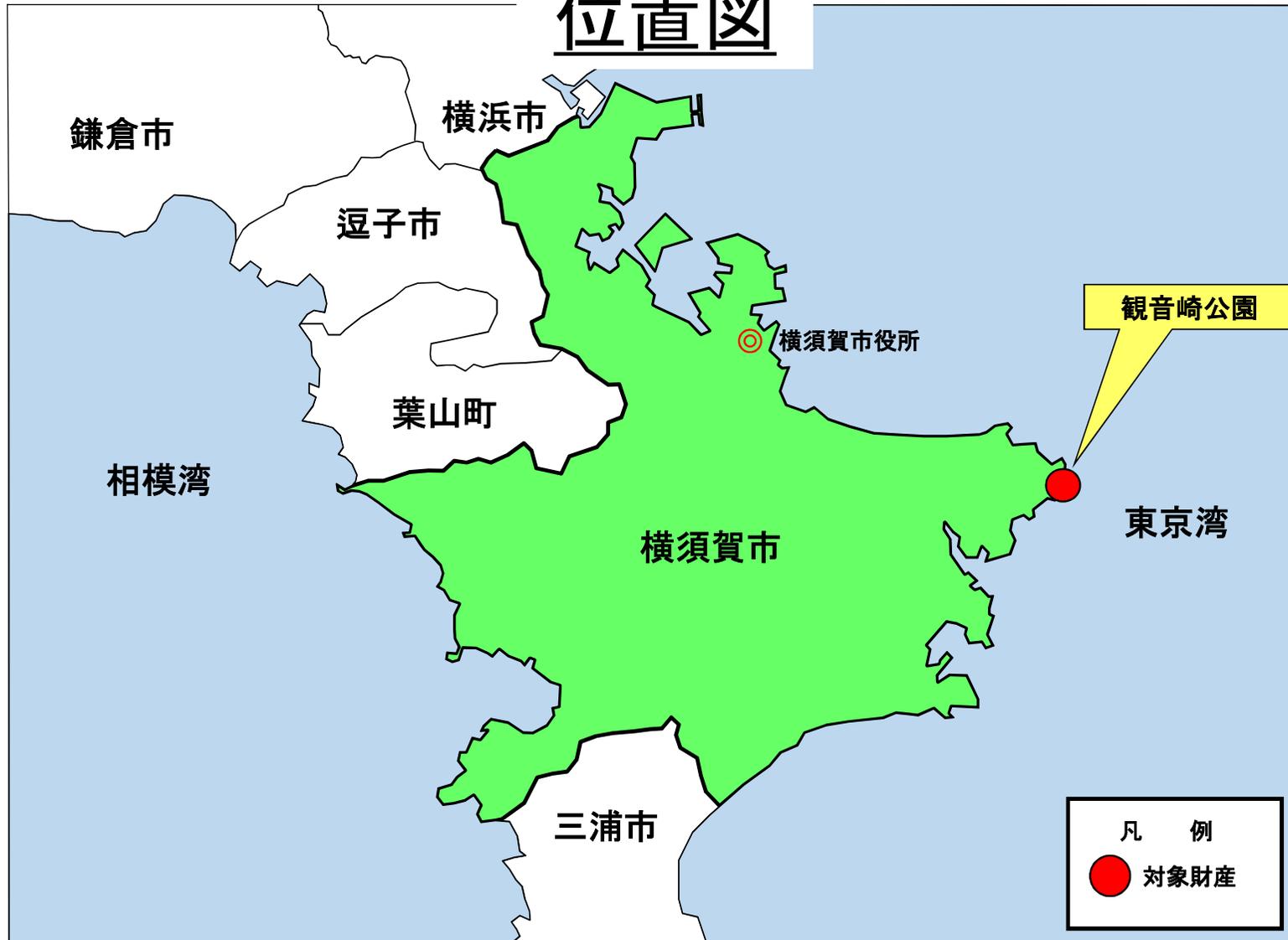
横須賀市内に所在する  
県立公園の拡張整備

- ・県への無償貸付
- ・防衛省への所管換

【旧軍用財産の活用】

横須賀市⇒国：転換計画に照らし適当である旨の副申書

# 位置図



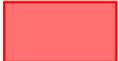
# 案内図



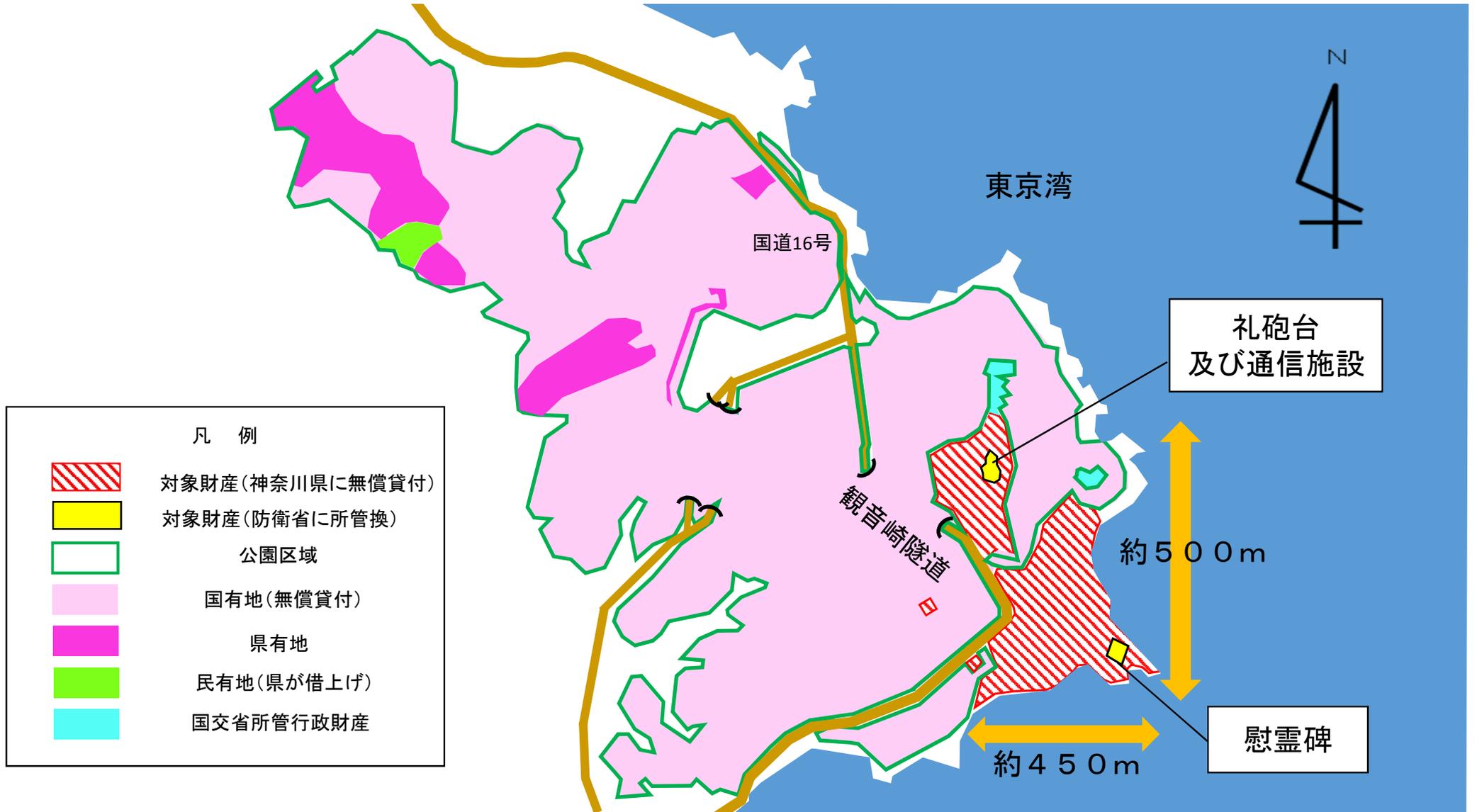
# 空中写真

国土地理院空中写真を加工



凡 例	
	対象財産

# 現況図



礼砲台



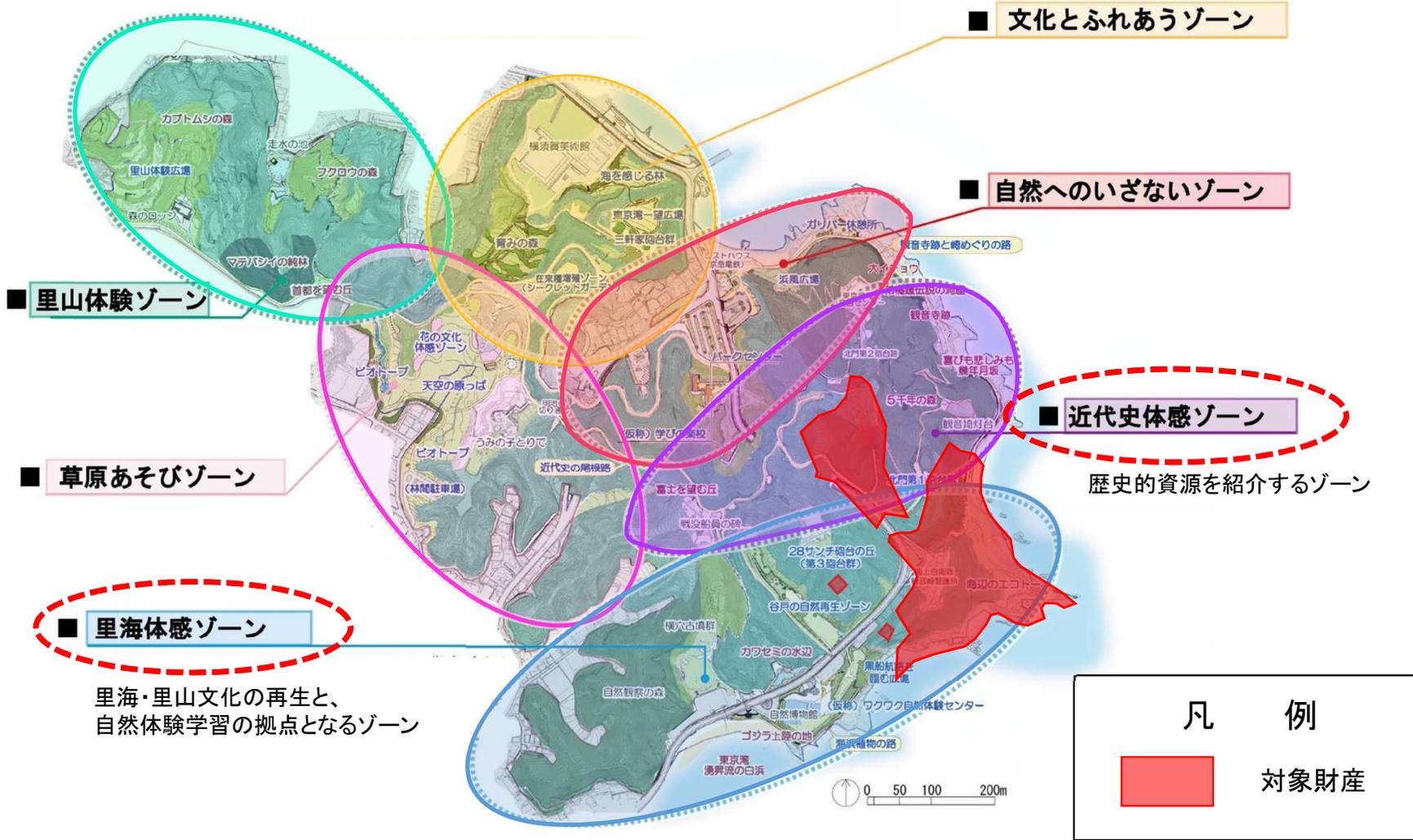
慰霊碑



■ ゾーニング

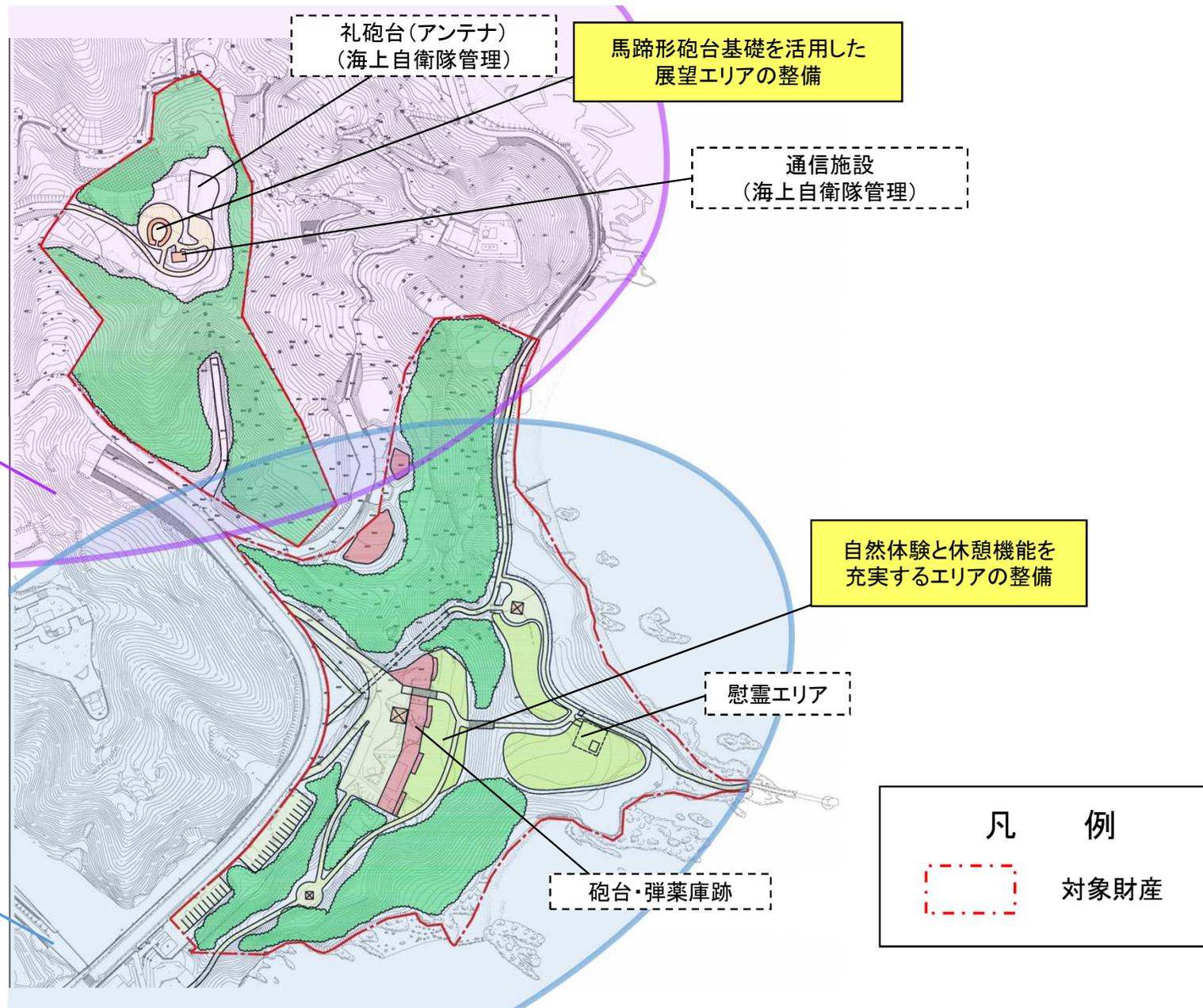
# 利用計画図

県立観音崎公園再生計画(案)



近代史体感ゾーン

里海体感ゾーン



## 県立観音崎公園の沿革

昭和20年11月 旧陸軍省より引受（観音崎砲台跡）

昭和31年 9月 都市計画決定

昭和48年10月 神奈川県に対し無償貸付（603,515m<sup>2</sup>）※軍転審付議

昭和50年 4月 開園

昭和55年 2月 神奈川県に対し追加無償貸付（16,341m<sup>2</sup>）※軍転審付議

昭和63年 1月 神奈川県に対し追加無償貸付（8,892m<sup>2</sup>）※軍転審付議

平成11年 5月 神奈川県に対し追加無償貸付（9,680m<sup>2</sup>）※軍転審付議

令和 5年 4月 神奈川県に対し追加無償貸付（62,258m<sup>2</sup>）※軍転審付議

# 県立観音崎公園再生計画(案)(平成24年10月策定)

## **【基本目標】**

◆東京湾に奇跡的に残った貴重な自然を保全し、古代から続く海の守りの歴史を活かし、ふれあい遊び学べる「エコミュージアム」として再生する。

⇒公園に隣接する国有地の海辺の自然や歴史的資源を活用することにより、公園の機能を拡充、強化し、学び、観光振興に役立てる。

## **【公園再生計画(案)の実現】**

◆東京湾を望む眺望を活用しながら、自然学習や展望・休憩施設の機能充実を図り、公園の再生を進める。

⇒都市計画公園区域内にある「海上自衛隊管理地」については、公園区域への編入などについて調整を行う。

# 事業スケジュール

数量	相手方	利用計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5～7年度	令和8年度以降
61,787㎡	防衛省		使用承認(建物解体)				
62,258㎡	神奈川県	都市公園敷地		(基本設計)	(実施設計)	(整備工事)	(供用)
1,890㎡	防衛省	礼砲台、通信施設 及び慰霊碑敷地	使用承認	○ 所管換			

## 第2 諮問

### 諮問事項

長崎県佐世保市崎辺町に所在する土地及び建物等を防衛省に対し、海上自衛隊艦艇船の艦艇係留施設及び補給物品保管倉庫等敷地として所管換することについて

所在地 (口座名)	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分
長崎県佐世保市崎辺町11番1 (第21空廠崎辺地区跡 (一部佐世保基地) 外)	土地	129,397.85m <sup>2</sup>	防衛省	海上自衛隊 艦艇船の艦 艇係留施設 及び補給物 品保管倉庫 等敷地	所管換
	建物	2,430.45m <sup>2</sup> / 2,719.12m <sup>2</sup>			
	立木竹	4.46m <sup>3</sup>			
	工作物	一式			

# 軍転計画との関係について

## 《旧軍港市転換法第4条第2項》

国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄与するように有効適切に処理しなければならない



## 第7次佐世保市総合計画 (「旧軍港市転換計画」として位置付け)

### 《基本計画》第5章 行政経営

#### 経営5 基地との共存共生の推進

[目的] 市民や企業が、米軍や自衛隊基地施設と共存共生できる環境を整えることにより、地域の活性化・市政の発展を目指す

合致



## 《防衛省の利用計画》

海上自衛隊艦艇船の艦艇係留施設及び補給物品保管倉庫等敷地



【旧軍用財産の活用】

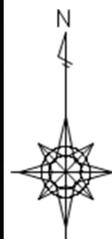
## 《佐世保市副申書より》

佐世保港の有効活用を図る観点から、一貫して国等に対し自衛隊による崎辺地区の利活用について求めてきたところである。

今般の所管換はその結実につながるものであり、本市として異論はなく、本市の旧軍港市転換計画に照らしても適当である。

## 《佐世保市の要望活動》

- ・平成21年に、防衛大臣に対し、崎辺地区の利活用について要望
- ・令和2年度政府施策に関する重点要望事項の中で、自衛隊による崎辺地区の利活用について要望



# 周辺図



海上自衛隊施設

陸上自衛隊施設

## 財産の概要

土地面積 129,397.85m<sup>2</sup>

建物面積 延2,719.12m<sup>2</sup>

都市計画 工業専用地域

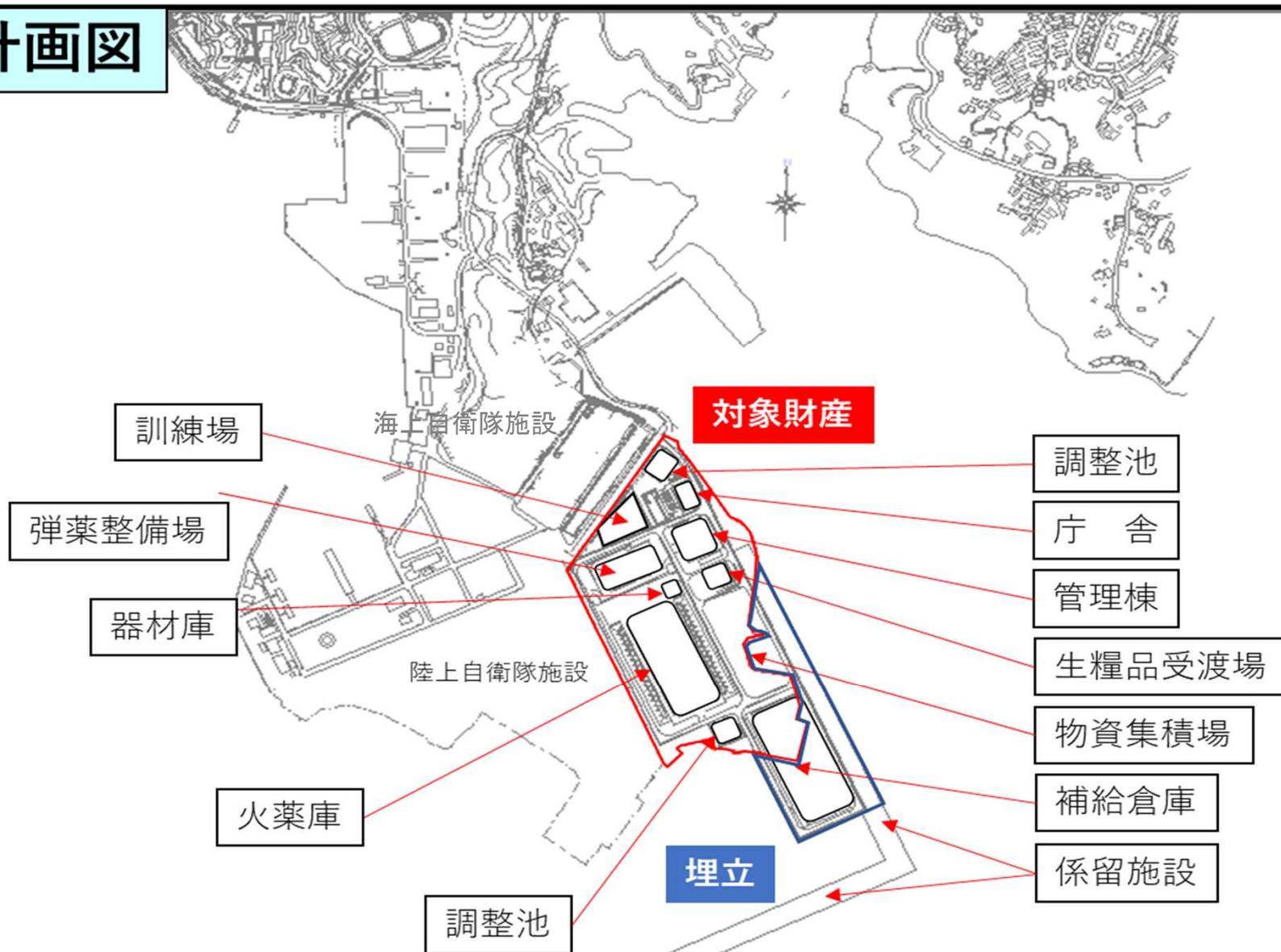
建蔽率 60%

容積率 200%

対象財産

地理院地図

# 利用計画図



※埋立は、所管換後に、九州防衛局が実施

# 施設整備イメージ



資料提供：海上自衛隊

# 財産の沿革

昭和20年

旧海軍省より引受（第21海軍航空廠崎辺地区）

昭和27年 ～ 昭和49年12月

在日米軍へ提供

昭和60年7月 ～ 令和3年1月

在日米軍へ再提供

令和3年1月

返還

# 所管換の必要性①

## 艦艇係留施設の不足等の解消

- 佐世保地区における艦艇係留施設は、立神地区及び倉島地区に6バース配置されているところ、南西地域の緊迫化に対応するため、後方支援基盤を強化する必要があるが、係留施設が不足し、他地区所属の艦艇の寄港に対応できない。
- 岸壁延長及び水深の不足により、近年配備された大型艦艇は係留できない状況。

⇒新たな艦艇係留施設が必要



## 所管換の必要性②

### 後方活動拠点としての支援態勢向上

- 佐世保地区は南西地域唯一の主要後方補給基地であり、情勢の緊迫化により当該地域における警戒監視活動が恒常化し、補給所要が増加しているため、補給物品保管倉庫等を整備する必要がある。
- また、佐世保地区所属艦艇を含む海上自衛隊艦艇に搭載する弾薬を適切に整備するためには、新たに弾薬整備場を整備する必要がある。

⇒支援態勢向上のため補給物品保管倉庫等や弾薬整備場が必要

艦艇係留施設の不足等の解消や後方活動拠点としての支援態勢向上に資するものであり、必要性が認められる。

# 立地条件

- 対象財産の周辺に所在する他の自衛隊施設との連携強化が期待できる。特に、島嶼部への攻撃等に対応する水陸機動団(陸上自衛隊崎辺分屯地)との連携強化(海上自衛隊艦船による輸送等)が図れる。
- 佐世保湾に面しており、艦艇係留施設を整備する場所として適している。
- 対象財産が所在する地域は、工業専用地域に指定されているが、今回整備予定の自衛隊施設は用途制限に抵触しない。



海上自衛隊艦船に乗り込む陸上自衛隊のトラック



海上自衛隊艦船から海上へ出る陸上自衛隊の水陸両用車

対象財産は、海上自衛隊施設を整備する場所として適当と認められ、立地条件に問題はない。

# 規模の妥当性

施設等名称	土地所要面積
庁舎・管理棟エリア	約18,600m <sup>2</sup>
弾薬整備場エリア	約58,400m <sup>2</sup>
補給物品保管倉庫等エリア	約42,700m <sup>2</sup>
係留施設エリア	約14,500m <sup>2</sup>
その他構内道路等	約40,800m <sup>2</sup>
合計	約175,000m <sup>2</sup>



※所管換面積(129,397.85m<sup>2</sup>)で不足する部分は海域の埋立等により対応

所管換面積は、各施設等の土地所要面積の積み上げにより算定されており、妥当と認められる。

# スケジュール

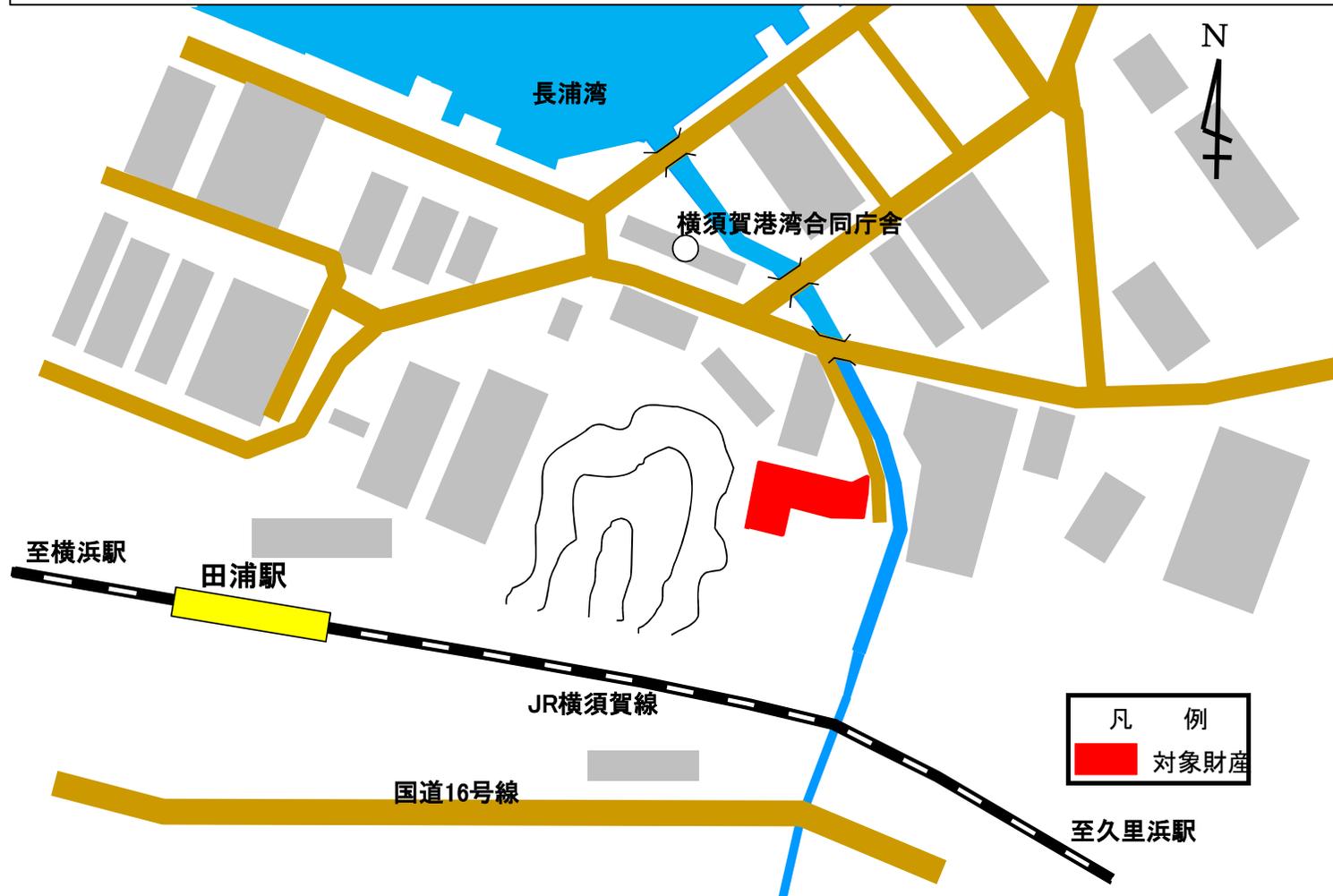
	2年度	3年度	~	6年度	7年度	8年度	~	11年度
土地所管換	➔							
艦艇係留施設 (岸壁・棧橋等)								
後方支援施設 (弾薬整備場等)		(弾薬整備場等)			※令和6年度から一部運用開始			
					(庁舎・補給物品保管倉庫等)			

# 報告事項

地方幹事会に付議し、処理した事案  
について

関東地方幹事会

所在地:横須賀市田浦港町1279番5のうち



九州地方幹事会

所在地: 佐世保市島地町82番1外1筆



## **(2) 委員からの意見・質問及び回答で示した資料**



2019/12/10 13:50





配置図

口座名：海上自衛隊横須賀地方総監部観音崎警備所

横須賀市

